

NET パック用インターネット接続サービスに関する特約（YY 船橋習志野エリア）

第1条 特約の適用

JCOM マーケティング株式会社（旧 株式会社ジェイコム千葉）（以下「当社」といいます）は、JCN インターネット加入契約約款（YY 船橋習志野エリア）（以下「ネット約款」といいます）第4条（インターネット接続サービスの種類等）に定めるサービスの一つとして、ネット約款に付するこの特約により、NET パック用インターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

2 当社は、ネット約款及び本特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後のネット約款及び特約によります。

3 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第2条 用語の定義

この特約では、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

| 用語 | 意味 |
|-------|--|
| ネット約款 | 当社が定める JCN インターネット加入契約約款をいいます |
| 電話約款等 | 当社が定める J:COM PHONE プラスサービス契約約款と、KDDI 株式会社が定める KDDI ケーブルプラス電話サービス契約約款及び当社のケーブルプラス電話工事規約（以下「電話約款等」といいます） |
| 集合住宅 | 共同住宅、集合住宅で2以上の複数世帯が入居可能なアパートと、マンション等の賃貸又は分譲住宅で、当社が判断した住宅（以下「集合住宅」といいます） |

第3条 加入契約の単位

加入契約は、加入世帯ごと又は事業所ごとに行います。

第4条 本サービスの提供条件

本サービスは、集合住宅に入居している方に限定し提供するものとします。

2 本サービスの利用に当たって、ネット約款及び本特約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。所要事項の通知は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

3 本サービスは、電話約款等に定め提供する契約者で、次に定める条件を満たす場合に本サービスを提供するものとします。

- (1) 本サービスの契約者と電話約款等で定める契約者の契約者名義が同一である。
- (2) 本サービスの契約者と電話約款等で定める契約者の利用する施設が同一である。
- (3) 本サービスの料金の支払いと電話約款等で定める契約の支払いが同一である。

第5条 申込の承諾

当社は、本契約の申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾するものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込を承諾しないことができるものとします。

- (1) 当社の本サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合
- (2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなどこの特約上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

- (3) 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます）がある場合
- (4) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (5) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
- (6) 加入申込者がネット約款及びこの特約に違反する恐れがあると認められる場合
- (7) その他、当社の業務に著しい支障がある場合
- (8) ネット約款、この特約及び別に定める規定等に、特段の定めがある場合

3 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

4 加入申込者は、工事を要する申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、工事費の支払いを要します。

第6条 定期契約期間

本サービスには、起算月から12ヶ月間の定期契約期間があります。

2 当社は、加入契約の方法により本サービス提供の起算月を、次に定めるものとします。

- (1) 本特約と電話約款等に定める電話サービスの両方を新たに契約する場合は、本サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算し、起算月とします。
- (2) 電話約款等に定める電話サービスの契約者が、本特約を新たに契約する場合は、本サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算し、起算月とします。
- (3) ネット約款に定めるインターネット接続サービスと、電話約款等に定める電話サービスの両方を契約している契約者が、本特約に変更する場合は、本サービスへの変更を承諾した日の属する月の翌月を1と起算し、起算月とします。
- (4) ネット約款に定めるインターネット接続サービスの契約者が、電話約款等に定める電話サービスを新たに契約すると同時に本特約へ変更する場合は、本サービスへの変更を承諾した日の属する月の翌月を1と起算し、起算月とします。

2 契約者は、満了月、満了月の翌月及び満了月の翌々月（以下「更新期間」といいます）以外に解約若しくは加入契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、第10条（料金表）の定めにより解除料を支払っていただきます。

3 当社は、第8条（解除）第3項の規定により、当社が加入契約を解除する場合には、前項の適用はしません。

4 当社は、定期契約が満了した場合には本特約を更新します。ただし、更新期間に解約の申し出があった場合は、この限りではありません。

5 契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第7条 解約

契約者は加入契約を解除しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨を申し出るものとします。

2 契約者は解約の場合、第9条（料金表）に定める利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

3 解約の場合、当社は本サービスの提供を停止し、機器等を撤去し、契約者は撤去費用実費を負担します。ただし、撤去に伴い契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、契約者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

4 契約者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

第8条 解除

当社は、契約者において利用料又は各種料金の支払いを遅延した場合、支払いを怠る恐れがある場合、又はネット約款及びこの特約に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上で加入契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第7条（解約）の規定に準じて取扱います。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、その事を事前に契約者に通知するものとします。

4 契約者が、第4条（本サービスの提供条件）第3項の規定を満たさない場合には、本サービスを解除するものとします。なお、契約者の電話約款等に定める電話サービスの契約が解除となった場合についても、同様とし、第10条（料金表）の定めにより当社へ解除料を支払うものとします。

5 契約者の起因による事由により、加入契約を締結した日から起算して2ヶ月以内に電話サービスの提供が出来ない場合には、本特約を解除するものとします。

第9条 一時停止及び再開

当社は、本サービスについて、ネット約款の第13条（インターネット接続サービスの利用の一時停止及び再開）に規定する一時停止又は再開を適用しません。

第10条 料金表

当社が提供する本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 契約者は、本サービスの提供を受け始めた日の翌日から料金表に定める料金額を当社に支払うものとします。

3 契約者が、ネット約款に定めるインターネット接続サービスから本特約に変更する場合は、本サービスの変更を承諾した日の属する月の翌月から料金表に定める料金額を適用し当社に支払うものとします。

4 契約者が、本特約を継続している間に、当社が定める JCN スマートテレビ加入契約約款又は JCN テレビ加入契約約款のサービスを追加した場合においても、本サービスの料金（利用料）を適用するものとし、他のサービスとの同時加入に伴う利用料の割引は適用しないものとします。

第11条 一時金

契約者は、第10条に定める料金表に従い、工事費、延滞手数料手続きに関する料金を当社に支払うものとします。

2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

第12条 その他事項

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限りネット約款の定めに従います。

料金表

当社は、本サービスに関する料金を下表の通り定めます。

本サービスは、当社が認める場合を除き、平成26年5月31日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。

| 1. 利用料 | | | |
|---|---|---------------|---|
| 品目 | 内 容 | 単 位 | 料金額（月額） |
| NETバック スピードスター160 | 下り速度上限を160Mbps、上り 速度上限を10Mbpsとするサー ビス | 1の契約者回線毎 に | 4,051円（税込4,456円） 端末接続装置使用料（1台 分）を含む |
| 2. 解除料 | | | |
| 解除料 | 3,000円（税込3,300円） ※注1 契約者が、更新期間以外に本特約の解除を行う場合に適用します | | |
| 3. 工事費 | | | |
| 3.1 新規・追加工事費 | | | |
| 本サービスの利用開始に関 する工事 | 別に算定する実費相当額 ※注2 | | |
| 付加機能の利用開始に関す る工事 | 別に算定する実費相当額 ※注2 | | |
| 3.2 契約解除、解約に伴う工事費 | | | |
| 契約の解約に関する工事 | 別に算定する実費相当額 ※注2 | | |
| 上記に属さない工事費 | 実費/1の回数毎に ※注2 | | |
| 4. 手続きに関する料金 | | | |
| 延滞手数料 | 600円（税込660円）/1の契約者回線毎に | | |
| 支払い証明書発行手数料及 びコンビニエンスストア払 込票発行手数料 | 190円（税込209円）/1手続き毎に | | |
| その他の手続きに関する手 数料 | 別に算定する実費相当額 ※注2 | | |

注1. 契約者が、当社のサービス提供区域内及びネット約款で定める特定事業者への移転に伴い、本特約の解約を行う場合であって、移転先で当社又はネット約款に定める特定事業者の本特約に申込みを行う場合、及び契約者が居住している集合住宅が、当社が別に定める集合住宅契約対応物件となる場合は、適用しません。

注2. 実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

附則

- (1) 平成 25 年 3 月 26 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、本特約を新たに申込みした契約者は、本サービスの提供における起算月から 6 ヶ月間の利用料を、本特約料金表にかかわらず次表を適用します。ただし、ネット約款に定めるインターネット接続サービスと電話約款等に定めるケーブルプラス電話の両方を契約している契約者が、本特約に変更した場合は、次表は適用しません。

| 利用料 | 起算月から 6 ヶ月間の利用料金（月額） |
|-----------------------|----------------------|
| NET パック スピードスター160 | 2,971 円（税込 3,119 円） |

- (2) この特約は、平成 25 年 3 月 26 日より施行します。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 本規約料金表に定める利用料等及び附則に記した利用料等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとしします）については、平成 26 年 3 月 31 日までは税率 5% を加算した額とし、平成 26 年 4 月 1 日からは税率 8% を加算した額にて計算するものとしします。なお、実際のご請求金額と、本規約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 26 年 5 月 19 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2019 年 9 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとしします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、2025年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

(ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について)

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の9社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を2026年4月1日付で実施します。(以下、「組織再編」といいます)

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026年4月1日付でJCOMマーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026年4月1日をもってJCOMマーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。